

(平成22年9月1日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認徳島地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	4 件
厚生年金関係	4 件

第1 委員会の結論

申立人の、申立期間に係る標準報酬月額記録については、当該期間のうち昭和56年12月から57年11月までの期間については20万円、同年12月から59年6月までの期間については17万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和23年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和54年5月から59年6月まで

私がA事業所に勤務していた申立期間について、社会保険料等を控除された後の金額で17万から20万円の給与を支給されていたにもかかわらず、社会保険事務所（当時）の記録における標準報酬月額は実際の給与支給額に見合う標準報酬月額より低い額で記録されているため、調査の上、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

なお、私はB事業所で厚生年金保険に加入しているが、A事業所とB事業所は同一の会社である。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することになる。

また、適用事業所名簿において、申立人が勤務していたとするA事業所は厚生年金保険の適用事業所に該当しておらず、B事業所は、申立期間当時、厚生年金保険の適用事業所に該当していることが確認できる一

方、法人登記簿謄本において、A事業所は現存しており、B事業所は昭和59年3月31日に解散していることが確認できるところ、A事業所は、「A事業所の従業員については、B事業所の従業員として健康保険及び厚生年金保険の加入手続を行っていた。」と供述している。

- 2 申立期間のうち、昭和56年12月から57年11月までの期間については、申立人から提出された昭和57年分源泉徴収票に記載されている支払金額等を検証した結果、申立人は、当該期間において22万円の報酬月額を支給されていたことが推認できるとともに、申立人から提出された同年1月から同年11月までの期間に係る家計簿の記載内容等を検証した結果、申立人は、当該期間において20万円の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を給与から控除されていたことが推認できる。

また、申立期間のうち、昭和57年12月から59年6月までの期間については、申立人は当該期間に係る源泉徴収票等は所持していないが、i) 申立人から提出された57年12月から59年6月までの期間に係る家計簿の記載内容等を検証した結果、申立人は、当該期間においても、前述の56年12月から57年11月までの期間と同様に、20万円の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが推認できること、ii) 申立人から提出された前述の家計簿で確認できる当該期間における最も少ない給与手取額が16万5,765円であることから判断すると、申立人は、当該期間において、少なくとも17万円の標準報酬月額に見合う報酬月額であったことが推認できる。

これらのことを総合的に判断すると、申立人の標準報酬月額については、昭和56年12月から57年11月までの期間については20万円、同年12月から59年6月までの期間については17万円に訂正することが妥当である。

なお、昭和56年12月から59年6月までの期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が実際に支給していた報酬月額を届け出ておらず、基本給のみを報酬月額として届け出たことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人が主張する報酬月額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

- 3 申立期間のうち、昭和54年5月から56年11月までの期間については、申立人は当該期間に係る源泉徴収票及び給与明細書を所持しておらず、当該期間のうちの55年9月及び同年10月に係る家計簿の記載内容しか確認できないことから、申立人の当該期間に係る報酬額及び厚生年金保険の控除額について検証することができない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間についてその主張

する標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年6月16日から36年4月1日まで

私は、A事業所（現在は、B事業所）C工場に昭和34年5月12日に入社した。入社した時点では、同社C工場は建設中でまだ操業しておらず、私は、同社C工場の担当者として建設現場の監督等の業務に従事していたが、同年6月13日に、業務中の負傷により直ちに入院することとなった。

その後、再度同社C工場の業務に従事すること無く、入院中の昭和36年3月31日をもって退職したが、入院期間中も同社から給与が支給されていたと記憶している。

入院中の昭和34年6月16日にA事業所C工場が厚生年金保険の適用事業所に該当することとなったが、同日から退職するまでの期間において、私の厚生年金保険の被保険者記録が確認できず納得できない。

申立期間について調査の上、厚生年金保険の被保険者記録として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の当時の業務内容等に係る具体的な供述から判断すると、申立人がA事業所C工場の建設工事に従事していたことはうかがえる。

しかし、B事業所本社が保管する人事記録等の関連資料において、申立人の氏名は確認できず、同社C工場においては、当時の関連資料は保管されていないことなどから、申立人の当時の勤務実態、申立人への給与支給の状況、給与からの厚生年金保険料の控除等を確認できる資料等は得られない。

また、申立人は、「勤務中の事故で入院する以前の期間において、同じ業

務に従事していた同僚はいなかった。」と供述している上、入院中の申立人に給与を毎月届けていたとする上司も既に死亡していることなどから、申立内容を確認できる供述は得られない。

さらに、申立人は、「申立事業所及び入院していたD病院（現在は、E病院）に、事故及び入院に関する資料が残っているはずである。」と主張しているところ、B事業所においては、当時の事故関係資料は保管されておらず、申立事業所が当時加入していたA事業所健康保険組合（現在は、B事業所健康保険組合）に照会したが申立人の被保険者記録は確認できない上、E病院においては、当時のカルテ等は既に廃棄されていることなど、申立人の当時の社会保険の加入状況等も確認することができない。

加えて、A事業所C工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所に該当することとなった昭和34年6月16日から36年4月18日までの期間の記録に、申立人の氏名は無く、健康保険番号に欠番も無い。

また、オンライン記録等によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和35年10月1日に申立人の妻と連番で払い出されていることが確認できる。

なお、A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、同社C工場が厚生年金保険の適用事業所に該当することとなった昭和34年6月16日付けで厚生年金保険被保険者の資格を取得していることが確認できる者のうち、申立人の主張する入社日（昭和34年5月12日）と同月である34年5月18日付けで、厚生年金保険被保険者の資格を取得している者が29人おり、このうちの4人から供述が得られたが、申立人のことを記憶する者はいない上、当該被保険者名簿において、申立期間を含む同年5月1日から36年6月30日までの期間の被保険者記録に、申立人の氏名は無く、健康保険番号に欠番も無い。

このほか、申立期間に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

徳島厚生年金 事案470

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年11月1日から29年2月1日まで

私は、昭和26年6月にA事業所に入社し、B都道府県C市区町村にあった同社の営業所において設計業務に従事していた。同事業所が厚生年金保険の適用事業所に該当した27年11月1日から退社する29年1月末までの期間において、厚生年金保険に加入していたはずであるが、申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が無い。

申立期間について調査の上、厚生年金保険の被保険者記録として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

同僚の供述から判断すると、勤務期間の特定はできないものの、申立人がA事業所の営業所に勤務していたことはうかがえる。

しかし、適用事業所名簿において、申立事業所は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されている当時の事業主及び申立人が記憶する役員等も既に死亡していることから、申立人の厚生年金保険の加入状況、給与からの保険料控除等を確認できる資料及び供述は得られない。

また、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間当時、厚生年金保険の被保険者記録が確認できる者へ照会を行ったところ5人から回答が得られ、うち二人は、申立人と業務内容は異なるものの同社の同じ営業所で勤務しており、申立人について記憶しているが、当該二人からも申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる供述は得られない上、当該同僚が記憶する申立人と同じ業務に従事していた者について、前述の被保険者名簿において、厚生年金保険

の被保険者記録が確認できない。

さらに、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立事業所が厚生年金保険の適用事業所に該当することとなった昭和27年11月1日から申立事業所が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった30年5月4日までの被保険者記録に申立人の氏名は無く、健康保険番号に欠番も無い。

加えて、申立人は、「厚生年金保険料の控除、及び健康保険被保険者証の交付について覚えていない。」と供述している。

このほか、申立期間に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成13年3月3日から同年12月20日まで
私は、平成7年2月にA事業所をいったん退職した後、再度、申立期間において当該事業所に勤務した。
申立期間について、厚生年金保険の被保険者記録が無いが、A事業所に係る雇用保険の被保険者記録が確認できるので、当該期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所は、「当社の給与台帳等の資料において申立人の氏名は確認できないが、当社が保管する『B事業所』の給与台帳の平成13年3月から同年12月までの記録に申立人の氏名が確認できる。」と回答していることなどから判断すると、申立人が申立期間において、A事業所に勤務していたものの、同社の代表取締役が役員を務めていたB事業所の従業員として在籍していたものと推認できる。

しかし、B事業所に係る前述の給与台帳によれば、申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

また、A事業所の申立期間当時の役員は、「当社とB事業所は、登記簿上別会社だが、実体上の区別は無く、経理等の事務はすべて当社が行っていた。申立人については、当時、事務担当者から、給与の手取りが多い方が良いということで雇用保険しか加入しなかったと聞いたように記憶している。」と供述している。

さらに、オンライン記録において、申立期間当時、B事業所は厚生年金保険の適用事業所に該当していなかったことが確認できるものの、A事業所は厚生年金保険の適用事業所に該当していたことが確認できるところ、前述の給与台帳に登載されている申立人以外の3人は、当該給与台帳にお

いて、給与から厚生年金保険料等が控除されていることが確認できるとともに、オンライン記録において、当該3人についてA事業所における厚生年金保険の被保険者記録が確認できる。

加えて、A事業所に係るオンライン記録によれば、申立期間を含む平成13年2月21日から14年1月7日までの期間における厚生年金保険の被保険者記録に、申立人の氏名等はなく、健康保険番号に欠番も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、両申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年10月18日から39年1月26日まで
② 昭和48年3月6日から49年6月1日まで

申立期間①について、A事業所で私の妻と一緒に勤務していたにもかかわらず、当該事業所における厚生年金保険の被保険者記録が無いこと、また、申立期間②について、昭和48年3月6日からB事業所に勤務していたにもかかわらず、当該事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得日が49年6月1日となっており、両申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が無いことに納得できない。

両申立期間について、調査の上、厚生年金保険の被保険者記録として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、同僚の供述から判断すると、期間の特定はできないものの、申立人がA事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、適用事業所名簿において、A事業所が厚生年金保険の適用事業所に該当したのは昭和38年4月1日であり、申立期間①のうち37年10月18日から38年4月1日までの期間について、当該事業所は厚生年金保険の適用事業所に該当していなかったことが確認できる。

また、申立期間①のうち、昭和38年4月1日から39年1月26日までの期間については、A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、当該期間当時、厚生年金保険の被保険者記録が確認でき、連絡先が判明した6人に照会し二人から回答が得られたが、申立人を記憶しているものの申立内容について確認できる供述は得られない上、A事業所は既に解散し、役員等の連絡先も不明であるなど、申立人の当時の勤務実態及び厚生年金保険料の控除等を確認できる関連資料や供述は得られない。

さらに、前述の同僚について、A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において確認できる厚生年金保険被保険者資格の取得時期が、当該同僚の供述する勤務開始時期と一致していないことから判断すると、A事業所では、当時、必ずしもすべての従業員を入社と同時に厚生年金保険に加入させていたとは限らない状況がうかがえる。

加えて、A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所に該当した昭和38年4月1日から39年4月1日までの期間の記録に、申立人の氏名等は無く、健康保険番号に欠番も無い。

また、申立人は「私の長女が産まれたころ（昭和38年*月*日出生）、私及び私の妻は同時期にA事業所を退職し、私だけC事業所に勤務した。C事業所を退職した後の期間において、私及び私の妻はA事業所に勤務したことは無い。」と主張しているところ、C事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立人は申立期間①中であり、申立人の子が出生した昭和38年*月*日の直後である同年8月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得していることが確認できるとともに、A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立人の妻は、同年4月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、39年1月26日に同資格を喪失していることが確認できる。

2 申立期間②については、申立人から提出されたB事業所D事務所における常備労務者雇傭報告書によれば、申立人は、昭和48年3月6日付けで同年5月31日までを期限として採用されており、備考欄の社会保険関係欄には「失保加入（日雇健保手帳あり）」との記載が確認できるところ、当該事業所は、「申立人は、採用条件が短期になっていることから、当初は厚生年金保険に加入していなかった可能性がある。」と供述している。

また、申立期間②当時、B事業所D事務所で社会保険事務に携わっていたとする同僚は、「申立人は、入社当初、日雇健康保険手帳を所持しており、印紙を継続して貼付していた。入社当初は厚生年金保険に加入していなかったが、仕事の受注が増加したことにより継続雇用が見込まれ、正社員と同様の扱いとなり、厚生年金保険の加入手続を行った。」と供述している。

さらに、国民年金被保険者台帳によれば、申立期間②について、申立人及び申立人の妻が国民年金に加入し、当該期間の保険料を納付していることが確認できる。

加えて、B事業所D事務所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立期間②を含む昭和28年11月4日から申立人が厚生年金保険被保険者の資格を取得した49年6月1日までの期間の記録に、申立人の氏名等は確認できない。

なお、申立人がB事業所に採用された後に実際勤務していたと主張す

る同社E事務所については、適用事業所名簿において、厚生年金保険の適用事業所に該当していないことが確認できる。

- 3 このほか、申立人の給与から各事業主により厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる関係資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、両申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。